

○鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学位授与に係る審査等に関する規則

平成30年4月2日

共獣研規則第8号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学位規則(平成16年規則第117号)第25条及び鹿児島大学大学院共同獣医学研究科規則(平成30年共獣研規則第6号)第8条の規定に基づき、鹿児島大学大学院共同獣医学研究科(以下「本研究科」という。)における学位の授与に係る審査(以下「学位審査」という。)等に関し必要な事項を定める。

第2章 課程の修了による博士の学位

(学位審査の申請)

第2条 本研究科を修了し、博士の学位を取得しようとする者は、研究科長に学位審査を申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、事前に、主指導教員の承認を得なければならない。

(学位審査の申請の資格)

第3条 本研究科の修了による学位審査を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学位審査を申請する日の属する学年の末日において本研究科における在学期間が4年以上となる者で、次のいずれかに該当するもの

ア 必要な研究指導を受け、かつ、定められた授業科目について30単位以上を修得した者

イ 必要な研究指導を受け、かつ、学位審査を申請する日の属する学年の末日までに、定められた授業科目について30単位以上を修得することが確実である者

(2) 学位審査を申請する日の属する学年の末日において本研究科における在学期間が3年以上となる者のうち、優れた研究業績を上げ、主指導教員が推薦するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 必要な研究指導を受け、かつ、定められた授業科目について30単位以上を修得した者

イ 必要な研究指導を受け、かつ、学位審査を申請する日の属する学年の末日までに、定められた授業科目について30単位以上を修得することが確実である者

2 前項に該当して学位審査を申請する者は、同項各号に定める要件に加えて、審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌に発表した(掲載が許可されたことを含む。)学術論文(以下「学術論文」という。)のうち、学位論文の基礎となるものを、原則として2編以上有していなければならない。この場合において、当該学術論文の筆頭著者は申請者でなければならないものとし、筆頭著者が複数ある学術論文は含めないものとする。

(修業年限の短縮に係る資格審査)

第4条 前条第1項第2号に該当して学位審査を申請しようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類により、修業年限の短縮に係る資格審査を研究科長に申請しなければならない。

- (1) 修業年限短縮資格審査申請書(別記様式第1号の1)
- (2) 修業年限短縮資格審査調書(別記様式第1号の2)
- (3) 修業年限短縮推薦書(別記様式第1号の3)
- (4) 論文目録(別記様式第2号)
- (5) 履歴書(別記様式第3号)

2 研究科長は、前項の申請があったときは、資格審査委員会を設置し、修業年限の短縮に係る資格審査を付託するものとする。

3 資格審査委員会は、付託を受けてから2か月以内に修業年限の短縮に係る資格審査を終了し、その結果を研究科長に報告しなければならない。

4 研究科長は、前項の報告を受けたときは、教授会の議を経て、修業年限の短縮に係る資格審査の可否を決定するものとする。

(学位審査の申請の時期)

第5条 第3条第1項第1号に該当する者のうち、標準修業年限内に本研究科を修了しようとするものは、最終年次の所定の期日までに学位審査を申請しなければならない。

2 第3条第1項第1号に該当する者のうち、標準修業年限を超えてから本研究科を修了しようとするものは、随時学位審査を申請できるものとする。

3 第3条第1項第2号に該当する者は、所定の期日までに学位審査を申請しなければならない。

(学位審査の申請の手続き)

第6条 本研究科の修了による学位審査を申請するときは、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位審査申請書(別記様式第4号の1) 1部
- (2) 論文目録(別記様式第2号) 4部
- (3) 学位論文(和文又は英文) 9部(正1部及び副8部)
- (4) 学位論文要旨(別記様式第5号) 50部
- (5) 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文 各4部
- (6) 共著論文研究要旨(申請者の研究範囲を明記したもの)(別記様式第6号) 各1部
- (7) 承諾書(学術論文が共著の場合)(別記様式第7号) 各1部
- (8) 履歴書(別記様式第3号) 1部
- (9) 前各号のほか、研究科長が必要と認めるもの

(学位審査の申請の受理及び教授会への付託)

第7条 研究科長は、本研究科の修了による学位審査の申請があったときは、教授会の議を経て、当該申請の受理の可否を決定するものとする。この場合において、主指導教員

は、教授会において、申請者の経歴、研究指導の状況、研究の概要等を報告するものとする。

2 研究科長は、前項の規定に基づき学位審査の申請を受理したときは、教授会に学位審査を付託するものとする。

第3章 論文提出による博士の学位

(学位審査の申請)

第8条 学位論文の提出により学位を取得しようとする者は、研究科長に学位審査を申請しなければならない。

(学位審査の申請の資格)

第9条 学位論文の提出による学位審査を申請できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本研究科に4年以上在学し、定められた授業科目につき30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、退学した者で、退学したときから3年を経過しないもの

(2) 本研究科の学位申請資格審査(以下「資格審査」という。)に合格した者

2 第3条第2項の規定は、前項第1号に該当して学位審査を申請する者に準用する。

3 第1項第2号に該当して学位審査を申請する者は、同号に定める要件に加えて、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 必要な研究歴を有していること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 学位論文の基礎となる学術論文を原則として2編以上有し、かつ、その他の学術論文を1編以上有していること。

イ 学位論文の基礎となる学術論文を原則として3編以上有していること。

4 前項第2号の学位論文の基礎となる学術論文及びその他の学術論文の筆頭著者は申請者でなければならないものとし、筆頭著者が複数ある学術論文は含めないものとする。

(資格審査の申請)

第10条 前条第1項第2号の資格審査を受けようとするときは、所定の期日までに、次に掲げる書類により研究科長に申請しなければならない。

(1) 学位申請資格審査申請書(別記様式第8号) 1部

(2) 既発表論文目録(別記様式第9号) 1部

(3) 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文 各1部

(4) 前号以外の既発表参考論文 各1部

(5) 履歴書(別記様式第3号) 1部

(6) 研究歴証明書(別記様式第10号) 1部

(7) 本研究科の主旨指導教員資格を有する教員の推薦状 1部

(資格審査)

第11条 研究科長は、資格審査の申請があったときは、資格審査委員会を設置し、資格審査を付託するものとする。

2 資格審査委員会は、付託を受けてから2か月以内に資格審査を終了し、その結果を研究科長に報告しなければならない。

3 研究科長は、前項の報告を受けたときは、教授会の議を経て、資格審査の合否を決定するものとする。

(学位論文提出の手続)

第12条 学位論文の提出による学位審査を申請するときは、次に掲げる書類に学位論文審査手数料を添えて、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし、第9条第1号に該当する者で、退学したときから1年を超えないものにあつては、学位論文審査手数料は免除するものとする。

(1) 学位審査申請書(別記様式第4号の2) 1部

(2) 論文目録(別記様式第2号) 4部

(3) 学位論文(和文又は英文) 9部(正1部及び副8部)

(4) 学位論文要旨(別記様式第5号) 50部

(5) 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文 各4部

(6) 共著論文研究要旨(申請者の研究範囲を明記したもの)(別記様式第6号) 各1部

(7) 承諾書(学術論文が共著の場合)(別記様式第7号) 各1部

(8) 第5号の学術論文を除く既発表参考論文 各4部

(9) 履歴書(別記様式第3号) 1部

(10) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部

(11) 前各号のほか、研究科長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、本研究科に4年以上在学し、定められた授業科目につき30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、退学した者は、同項第10号の書類の提出は要しないものとする。

(学位審査の申請の受理及び教授会への付託)

第13条 研究科長は、学位論文の提出による学位審査の申請があったときは、教授会の議を経て、当該申請の受理の可否を決定するものとする。

2 研究科長は、学位論文の提出による学位審査の申請を受理したときは、教授会に学位審査を付託するものとする。

第4章 学位審査

(評価基準)

第14条 学位審査は、ディプロマ・ポリシーに従い、申請者が提出した学位論文の構成、内容の新規性、学術的価値等に対する項目について評価を行い、併せて、申請者の専門知識、企画・実行力、プレゼンテーション力、発展性等を総合して判断する。

(学位審査委員会)

第15条 教授会は、学位審査を付託されたときは、付託された学位審査ごとに学位審査委員会を設置し、学位審査を行わせるものとする。

2 学位審査委員会は、主査1人、副査4人の審査委員をもって組織する。

3 学位審査委員会の主査及び副査は、教授会において選出する。

4 教授会が学位審査のため必要と認めたときは、本学の大学院の他の研究科、他の大学の大学院、研究所等の協力を得ることができる。

(学位審査)

第16条 学位審査委員会は、学位審査の申請を受理した日から1年以内に学位論文の審査、最終試験若しくは試験及び試問並びに公開の論文発表会を終了し、その結果を、学位論文審査結果の要旨(別記様式11号)及び最終試験結果の要旨(別記様式第12号)又は試験及び試問結果の要旨(別記様式第13号)により、教授会に報告しなければならない。

2 最終試験は、第3条第1項及び第9条第1項第1号に該当する者について、学位論文を中心としてこれに関連する授業科目又は専門分野等について、口頭又は筆答により行う。

3 試験及び試問は、第9条第1項第2号に該当する者について、専攻の学術に関し、本研究科を修了して学位を授与される者と同等以上の広い学力を有することを確認するため行うものとし、学位論文を中心としてこれに関連する科目又は専門分野等について、口頭及び筆答により行う。この場合において、外国語の試験は英語について行うものとする。ただし、外国人については日本語を選択できるものとする。

(合否の決定)

第17条 教授会は、前条第1項の報告に基づいて審査の上、合否の議決を行う。

2 研究科長は、教授会において博士の学位を授与すべきと議決したときは、学長及び共同獣医学研究科協議会に報告するものとする。

第5章 補則

(特例)

第18条 第9条第1項第1号に該当する者で、退学したときから1年を超えないものが学位審査に合格したときは、当該者を、本研究科を修了した者として取り扱うことができるものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学位審査等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年10月13日から施行する。